

教職員のための**障害のある学生の支援ガイド**

京都精華大学 障害学生支援室



はじめに

京都精華大学では、開学以来、障害のある学生が他の学生と平等に教育を受けることができるよう、 修学環境を整えてきました。2004年からは、専門窓口の障害学生支援室を設置し、関連部署の教職員や 学生の支援スタッフと連携しながら、障害のある学生の権利保障に向けた取り組みを行っています。 京都精華大学が大切にしてきたこのような取り組みとその理念は、いまや国際的なスタンダードとなっています。 2006年12月の国連総会本会議で採択された「障害者の権利に関する条約」は、障害者への差別を禁止し障害者の尊厳と権利を保障することを義務づけた、国際人権法に含まれる条約です。

日本においても国際社会の動向や背景を踏まえ、2016年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、障害者差別解消法)が施行されました。本学では2018年11月に「京都精華大学障害学生支援に関する基本方針」を定め、障害のある学生への直接的な支援を行うだけでなく、受け入れ体制の整備や、修学を支援する全学的な体制の整備を進めてきました。

2021年6月には障害者差別解消法が改正され、2024年4月より施行されています。改正された法律では私立 大学においても障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されるなどしています。本学においても基本理念を 保持しこれまでの努力の成果を土台にして、さらなる進化を図るべく、新たなフェイズに入りました。

京都精華大学の建学の理念の冒頭には「人間を尊重し、人間を大切にすることを、その教育の基本理念とする」と 謳われています。障害の有無にかかわらず、助け合うことを通じてそれぞれの可能性を追求できる世界を実現する ために、教育者である教職員の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

2025年1月 学長 澤田昌人

→ 障害のある学生の支援ガイド

本冊子は、特別な配慮を必要とする学生に対する支援の方針や、障害の特性、およびそれに応じた支援や配慮の具体例をまとめたものです。実際に障害のある学生に対応する必要が生じた場合にはその都度、個別に相談していくことになりますが、基本的な知識と対応時の手がかりとしてご活用いただければ幸いです。

目次

はじめに	1
京都精華大学 障害学生支援に関する基本方針	2
京都精華大学の障害学生支援について	3
教職員の皆さまに知っておいていただきたいこと	4
修学における合理的配慮の申請から決定までの流れ	5

各種障害に関する基本的知識・支援方法の例

視覚障害	•••		 	 			 	 	 	 •••			 	7
聴覚障害			 	 			 	 	 	 			 	8
肢体不自	曲	•••	 	 		•••	 	 	 	 	••	•••	 •••	9
病弱·虚弱	9	••••	 	 		•••	 	 	 	 			 	10
発達障害			 	 			 	 	 	 			 	11
精神障害			 	 	•••		 	 	 	 •••			 	13

京都精華大学 障害学生支援に関する基本方針

2018年11月12日制定

基本姿勢

京都精華大学は、自由自治の建学理念を掲げ、人間を尊重し、人間を大切にすることを教育の基本理念としています。そして人格的平等主義に基づき、大学社会を構成する教職員と学生による人間的交流を基礎として教育研究活動に取組んでいます。本学はこの理念に照らし、障害のある人に対しても開かれた大学であり続けます。

本学は、障害のある学生が障害のない学生と等しく修学することができる環境を提供し、相互に人格と個性を尊重し合いながら学ぶことができる修学支援を行います。また、すべての構成員が障害への理解を深め、共助の精神を身につけることを目指すとともに、支援に関わるすべての学生が、さまざまな学生や教職員との交流を通じて、共に学び、多様な人々で構成される社会で共生することができる人間へと成長できるよう支援します。

基本方針

この基本方針は、京都精華大学が建学以来取組んできた、障害学生に対する支援の考え方に加えて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき定められた、「文部科学省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に則して、今後の支援のあり方を定めたものです。

1)機会の確保

本学に在籍する障害のある学生が、障害のない学生と等しい条件のもとで、学生生活が送れるよう修学機会を確保します。

2) 情報公開

本学への入学を希望する障害のある進学希望者や在籍する障害のある学生に対して、大学としての受け入れ姿勢や方針などの情報を公開します。

3) 決定過程

障害のある学生(本学への進学希望者を含む)に対する修学支援は、学生本人や保護者からの支援要請に基づき行います。学生の所属学部・研究科と関係部署が協議し、合意形成と共通理解を図った上で支援内容を決定します。なお、学生本人から意志の表明ができない場合においても、教職員から適切な機会を通じて対話を働きかける等、当該学生が申し出をできるように配慮に努めます。

4) 教育方法等

修学支援は、本学のこれまでの障害学生支援の取組みをもとに、情報保障、コミュニケーション上の配慮、 公平な試験、成績評価などにおける合理的配慮を行います。

5) 支援体制

障害学生支援室を窓口として、各学部・研究科および事務局等の関連する全ての部署が緊密に連携して 支援を行います。また、サポート学生等の協力も得ながら、学生による相互扶助の体制整備にも努めます。

6) 施設·設備

障害のある学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、キャンパス内のバリアフリー化に配慮します。

7) 学内理解の促進

授業や研修等のプログラムを通じて、教職員と学生の障害および障害者支援に関する理解の促進を図ります。

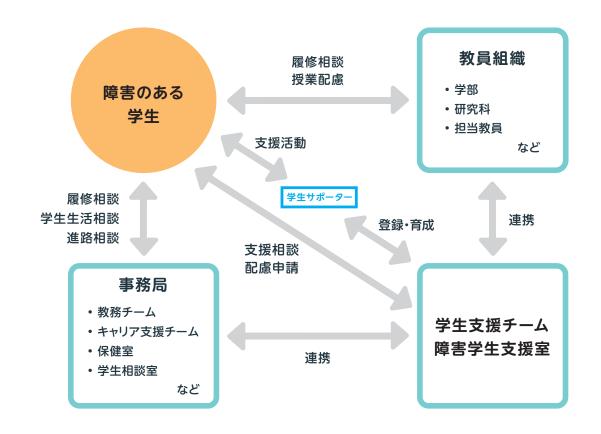
8) 不服申し立て

支援方法等について当該学生から疑義や不服の申し立てがある場合は、別途定める手続きに基づいて行います。

附則

京都精華大学の障害学生支援について

京都精華大学では、学生全般を支援する部署である学生グループ学生支援チームに、障害学生支援室を設置しています。 障害学生支援室は障害のある学生への修学支援に関する総合的な窓口です。専門の職員が常駐し、修学上の困りごとに対 し、学生のみならず教職員からの様々な相談等にも応じています。また、学部・研究科等の教員組織や、教務チーム、キャリア 支援チーム等の事務局など、関係部署と連携しながら、学生一人ひとりに応じた修学支援を進めています。



▼ 障害学生支援の対象

視覚障害/聴覚障害/肢体不自由/病弱·虚弱/発達障害/精神障害等により、 修学において一定の配慮(合理的配慮を含む)を必要とする学生

▼ 合理的配慮を提供する活動範囲

正課授業、大学行事、その他本人と協議して大学として必要があると認めたもの

▼ 障害学生支援室の主な役割

- ・修学上の困りごとに対する相談(個別相談)
- ・修学における合理的配慮の提供に関する申請窓口
- ・修学上必要と考えられる合理的配慮や支援内容の提案
- ・支援に関する各部署や教職員との連携・調整
- ・学外組織との連携・情報収集
- ・学生サポーターの養成・配置
- ・支援に必要な機器や物品等の貸出

▼ 支援機器・物品の貸出

- ・デジタル補聴援助システム
- ・リーディングトラッカー(読書補助具)

·ICT機器

- 電子メモパッド
- ・ノイズキャンセリングイヤホン
- ・ストレスボール など

教職員の皆さまに知っておいていただきたいこと

2024年4月に、改正障害者差別解消法が施行されました。目指すところは従前と変更なく「障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会の実現」にあり、「障害による差別の解消と権利保障」を具体的に実現するというものです。この法律により大学に求められる2つの重要なポイントは以下の通りです。

1 不当な差別的取り扱いの禁止

文部科学省の対応指針では、障害のある学生への不当な差別的取り扱いを「正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否する」または「提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、障害のない学生に対しては付さない条件を付す」ことと定義しています。これらの不当な差別的取り扱いは、入学前の相談から入試、授業、試験、評価、単位認定、留学、インターンシップ、公開講座など大学が関係するあらゆる場面で発生しうるという認識が必要です。

2 合理的配慮の提供義務

障害者差別解消法では、障害者を「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁*により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しています。つまり、医学的な意味での「心身の障害」だけではなく、社会的障壁による各種の制限とも相まって「障害」が生じるという捉え方が示されている点が重要なポイントです。現在では、共生社会の実現に向けて、障害のある人への社会的障壁を取り除くことは社会側の責務と考えられており、そのための措置の一つが合理的配慮の提供となります。2021年6月の改正により、私立大学においても提供が義務化されています。合理的配慮の提供について検討していく上では心身の機能にのみ着目するのではなく、社会的障壁の側面からもその人の困りを捉え、本人と大学とが対話を重ねながら障壁を取り除く方向性を探っていくことが求められています。

※ 社会的障壁 … 「障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」を指す。大学においては教育活動のプロセスや環境におけるバリアと言い換えることができる。

合理的配慮とは、障害のある学生一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための必要かつ適当な変更・調整を行うことを意味しており、次の7つの要素を満たすものです。本学での修学における合理的配慮の提供に関する手続きや留意事項等についてはP5~P6に掲載していますのでご参照ください。



※合理的配慮は、機会均等を実現するものであり、教育の本質を変更するものではありません。
よって授業において合理的配慮を提供する場合も、授業の目標・本質は変えないことに留意する必要があります。

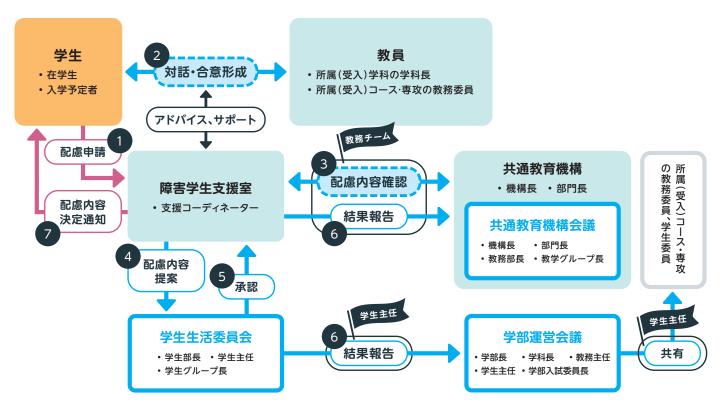
環境の整備(事前的改善措置)

合理的配慮が学生のニーズに応じて個別具体的に調整・提供されるものであることに対し、あらかじめニーズの全体像を把握し、施設・設備のパリアフリー化や、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上など、全学的に環境整備を行うことを事前的改善措置といいます。事前的改善措置は施設・設備のパリアフリー化のようなハード面だけではなく、制度の見直しや理解啓発のソフト面も含まれます。

修学における合理的配慮の申請から決定までの流れ

2021年11月の学生生活委員会及び2022年2月の常務理事会において、本学における修学に関する合理的配慮の申請から決定までのフローを定めました。

合理的配慮の申請から決定までのフロー ~双方の合意形成と大学の組織決定~



※大学院所属の学生から申請を受けた際は、大学院で該当する当該役職者および当該会議体に置き換える。

▼ フローチャート解説(必要に応じて障害学生支援室が各会議体に陪席し説明を行う)

- 1 障害学生支援室が**学生本人より配慮の申し出を受ける。配**慮申請時に支援制度利用申請書と根拠資料の提出を求める。
- 2 「当該学生」、「所属(受入)学科の学科長」、「所属(受入)コース・専攻の教務委員」、「障害学生支援室」で面談を実施する。 修学上で希望する配慮、また大学で提供可能な配慮について「建設的対話」にて合意形成を図る。 (障害学生支援室がアドバイスとサポート)
- 3 合意内容をもとに、障害学生支援室が当該学生の配慮内容案を作成し、 教務チームを介して「共通教育機構長」、「共通教育機構部門長」に全学共通科目での配慮内容について確認し合意を図る。 (合意に対話が必要な場合は、機構長又は部門長との面談機会を設ける)
- 4 ②、③の合意内容をもとに、障害学生支援室が当該学生の配慮内容案を作成し、学生生活委員会に諮る。
- **学生生活委員会で配慮内容を承認する。**(大学組織としての合理的配慮内容の決定)
- 6 学生生活委員会での決定内容を関係部局へ報告する。学部へは「学生主任」から各学部運営会議にて、 共通教育機構へは障害学生支援室から教務チームを介して共通教育機構会議にて報告する。 学部運営会議での報告後に「学生主任」から、当該学生が所属(受入)する各コース・専攻の教務委員、学生委員に共有する。 (共有方法は各学部での会議運営形式に委ねる)
- 7 当該学生へ障害学生支援室から配慮内容決定の通知を行い、配慮内容に対する合意を得る。

POINT

合理的配慮を意味する元々の英語は「Reasonable Accommodation」であり、「配慮」というよりも「調整」という意味を帯びた用語です。提供にあたっては、学生からの配慮の要請と、大学が提供可能な配慮について双方が対話を重ね、共に解決策を検討していくことが重要です。このようなやり取りを「建設的対話」と言い、双方の合意形成ができた上で

合理的配慮が提供されます。学生からの申し出への対応が難しい場合でも、学生と大学の双方が持っている情報や意見を伝え合い建設的対話に努めることで、目的に応じて代わりの手段を見つけていくことができます。建設的対話を一方的に拒むことは合理的配慮の提供義務違反となる可能性もあるため注意が必要です。

▼ フロー ② 以降の対応について

- ・ 障害学生支援室 … 決定内容に従い、各授業担当教員宛てに「配慮依頼文(学生部長名)」を発行する。
- ・授業担当教員 … 「配慮依頼文(学生部長名)」にもとづき、授業の配慮対応を行う。複数教員による共同担当科目については 授業代表教員宛に配慮依頼文を送付するため、当該科目授業代表教員は共同担当教員への共有を図る。
- ・学部役職教員(学部運営会議構成員) … 授業担当教員から照会のあった際は情報共有などの対応を図る。
- ・共通教育機構機構長、部門長 … 授業担当教員から照会のあった際は情報共有などの対応を図る。
- ・ 当該学生 … 授業担当教員へ学生本人からも状況に応じて相談を行う。

▼ 留意事項

- ・障害学生支援室は「障害者差別解消法」、「文部科学省および日本学生支援機構(JASSO)のガイドライン」、「本学の障害学生 支援に関する基本方針」に沿い、障害学生支援に関する専門的知見と支援実績をもとに配慮内容案を作成する。
- ・配慮内容案の作成には、学生本人の意向を最大限尊重し、意思確認ができないまま一方的に配慮内容を決定しない。学生自らの意思表示が難しい場合は、関係する専任教職員から適切な働きかけを行い、自ら申し出ができるようサポートする。
- ・学生生活委員会で配慮内容の承認・決定が難しい事案が発生した場合は、再度、障害学生支援室の仲介のもと、当該学生、所属 (受入)学科の学科長および所属(受入)コース・専攻の教務委員との「建設的対話」による合意形成を図る。
- ・緊急を要する配慮依頼が発生した場合は、学生部長に相談の上で臨時の学生生活委員会を開催し、適切に配慮内容の決定を行う。

▼ 学期・年次進行時の対応について

- ① 障害学生支援室は、登録済の学生への配慮状況を適宜モニタリングし、必要に応じて配慮の必要性・妥当性や配慮が必要な授業科目の見直し・更新を行う。
- ② 毎月、障害学生支援室から学生生活委員会(必要に応じて共通教育機構会議)に、最新の「障害学生登録リスト」を提出し、学生委員が確認する。
- ③ 確認された「障害学生登録リスト」を、学部へは学生主任から各学部運営会議にて、共通教育機構へは障害学生支援室から教務 チームを介して共通教育機構会議にて報告する。学部運営会議での報告後、学生主任から各コース・専攻の教務委員、学生委員に 共有する。(共有方法は各学部での会議運営形式に委ねる)
- ④ 登録済の学生に新たな配慮の必要が生じた場合は、合理的配慮決定のフローであらためて決定(更新)する。
- ※「入学試験での特別配慮」と「入学後の修学支援(合理的配慮の決定)」の決定プロセスは別のものとして明確化する。

POINT

学習の成果を柔軟な方法で適切に評価することが大切ですが、合理的配慮には「本質を変えない」という原則があります。そのためには、教育の本質を明らかにしておくことが前提となり、「合理的配慮をふまえたシラバス」が役立ちます。あら

かじめ、教育の目標や方法・評価基準等を明確にし、具体的に 示すことで、事前にどのような配慮が必要かを判断する材料 になるとともに、障害のない学生にとっても授業を選択する際 の有効な情報になります。

視覚障害

視力や視野に障害があり、生活に支障をきたしている状態をいいます。 私たちは、日常生活の様々な場面において、五感(視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚)から情報を 得ていますが、そのうち「視覚」から80%以上の情報を得ているといわれています。

視覚障害の程度

▶ 全盲、盲 : 見えない、ほとんど見えない、視覚的な情報を得られない。

▶ 弱視 : 見えにくい、保有する視力を活用し、複合的に情報を得る。

視力以外の視機能障害

▶ 視野狭窄 : 見える範囲が狭い、視野の一部が欠けている、視野の中心部が見えないなど。

▶ 光覚障害 : 光を非常にまぶしく感じる、暗いところでは見えなくなる(夜盲)、明るいと見えにくくなる。

▶ 色覚異常 : 特定の色の区別がつきにくかったり、別の色に見えたりする。

☞ 修学上の困難さ

■ **資料や教材を読むことが難しい**。(例:学習のてびき、教科書、プリント、板書、スライドなど)

- 状況把握が難しい。(例:空いている席、他の学生の様子、教室の雰囲気など)
- ▼ 文字や視覚的なコミュニケーションが難しい。(例:メール、インターネット、装飾文字など)
- 非言語コミュニケーションが難しい。(例:相手の表情による心理推察、うなずき、指差しなど)
- 移動の際の危険察知が難しい。(例:道路・点字ブロック上の障害物、段差など)
- 身近にある情報を取得することが難しい。(例:掲示板や案内表示、チラシなど)

支援方法・配慮の具体例

本人の障害の程度や情報を得やすい方法を確認し、授業内容に合った支援を行います。

- 授業開始前の事前サポート、学習のサポート
 - ・テキストデータ化

墨字や写真・図等の視覚情報をテキスト化

※パソコン読み上げ(音声に代える)、

点字ディスプレイ(点字に代える)などの代替手段に利用可能

・点訳

文字(墨字)を点字に翻訳

・音訳

文字や図表などの情報を音声化する、録音資料

・対面朗読

目の代わりとなってその場で視覚情報を読み上げ

・資料拡大

文字の大きさやフォント(字体)を調整した資料を用意

・支援機器の貸出

- 授業中のサポート
 - ・板書や視覚情報の読み上げ
 - ・代筆、学生サポーターの配置
 - ・録音許可、手書き提出物の電子メールによる提出許可
- 試験時のサポート
- ・試験時間の延長、別室受験
- 移動に関するサポート
 - ・ガイドヘルプ

移動介助

・環境整備

点字ブロック、点字表示、階段の段差マーカー

※視覚障害者が保有する視力を活用する場合においては、 点字ブロックを視認しやすいよう、ブロック周辺の色との コントラストに配慮することも重要です。

聴覚障害

音声情報を脳に送るための部位(外耳、中耳、内耳、聴神経)のいずれかに障害があるために、話し言葉や周囲の音が聞こえにくい、あるいは聞こえない状態で、困難の程度は様々です。また、見た目では分かりにくいため、一人だけで困難を抱え、周囲から孤立してしまうこともあります。

聴覚障害の種類

▶ 伝音性難聴 : 音振動を伝える部位の障害で、音が小さく聞こえる。治療可能で補聴器が有効である。

▶ 感音性難聴 : 音を聞き分ける部位の障害で、音の明瞭さが低下する。

音がゆがんだり途切れて聞こえたりするため、補聴器を用いてもはっきり聞こえない場合がある。

▶ 混合性難聴 : 伝音、感音の両方の原因をもつ。

☞ 聴覚障害の程度と修学上の困難さ

「軽度難聴」 音が小さいと聞き取れない。専門用語等の聞き間違いがある。

普通の会話が聞きづらい。

集団での会話や放送、映像音声、グループディスカッションなどは特に聞き取りづらい。

大きな声でも聞きづらい。授業受講全般に不便が多くなるため、
「重度難聴」

補聴器に加え、視覚を手がかりにして話し言葉を理解することが多い。

[ろ う] 耳元の大きな声も聞きづらい。授業受講全般に著しい困難がある。 視覚的な手がかりがないと話し言葉の理解が難しい。

支援方法・配慮の具体例

本人の障害の程度や使用しやすいコミュニケーション手段を確認した上で、支援を行います。 その場の状況(相手の人数、距離、騒音など)によっても異なるため、その場の状況に応じて方法を変えたり、 組み合わせたりすることが重要です。

授業中のサポート

・パソコンテイク/ノートテイク

教員の話や教室内の音声をパソコン又は手書きにより、 文字で伝える方法

・筆談

会話の際、筆談器やパソコン、スマートフォンを用いて 文字で伝える方法

※メール、チャット等の利用も有効。 道具がない場合は空書や手のひらに指でなぞる方法もある。

・手話、指文字

話の内容やその場で起こっている音を手話に、 又は手話を音声に変換して伝達

・音声認識システム

音声を認識し、文字に自動変換するアプリ(UDトーク等)を活用し、 会話や講義を文字化。学生サポーターが誤変換の修正を実施

· 口話

話し手の口の形を読み取り(読話)、発語(発声)を中心とした方法 ※話し手は、口元が見える状態で、口を大きく開け、はっきりと話をする。

- ・映像教材の字幕つけ・文字起こし
 - ・保有する聴覚の活用 補聴器、人工内耳、補聴援助システム(デジタル補聴等)
 - ・視覚情報の工夫

板書を増やす、レジュメ配布、座席配慮、音声認識システムの活用

試験時のサポート

- ・リスニングや合評など、音声を用いる内容において代替措置を検討
- ・指示等の文書による伝達

肢体不自由

身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、日常生活において不自由や困難が生じている状態をいいます。四肢とは上肢(手・腕)と下肢(足・脚)を指し、体幹とは胴体を意味します。障害の部位や程度によってかなり個人差があります。

機能障害の例

- ▶ 手や腕、足や脚が短かったり、なかったりする。
- ▶ 筋肉に力が入らなかったり、力の調節ができなかったりする。
- ▶ 自分の意思とは関係なく、筋肉に力が入ったり抜けたりする。
- ▶ 動きのスピードなどの調節ができないために姿勢や動きのバランスが取れない。

阈 肢体不自由の状態と修学上の困難さ

[上肢障害] 物を持つ、運ぶ、操作する、書く、パソコン等機器を使う、ドアの開閉など操作に困難がある。

移動時、坂道、傾斜・段差などがバリアとなる。

※杖や車椅子を利用する場合は、入り口や道路幅、エスカレーター・交通機関の乗降など障壁が増える。

[全身性障害] 上肢障害及び下肢障害の困難に加え、体温調節、呼吸管理など健康管理上の困難がある。

支援方法・配慮の具体例

本人のニーズを確認することとあわせて、大学の環境や学生生活で起こりうる困難な状況を十分に説明し、 大学側から可能な支援方法を提案していくことも大切です。

授業中のサポート

・筆記の代替手段

パソコン・タブレット端末の利用、授業録音・板書撮影許可

・学生サポーターの配置

ドアの開閉、教科書・文房具の取り出し等、必要に応じたサポート

試験時のサポート

・筆記以外の解答許可

パソコン、代筆など

· 試験時間延長、別室受験

● 環境調整

- ・専用机の使用
- ・専用椅子の使用
- ・アクセス可能な教室利用
- ・学内のバリア確認、動線の確保

病弱・虚弱

慢性的な呼吸器疾患、腎臓疾患、神経疾患、悪性新生物、その他法令で定める疾患及び身体 虚弱の状態が長期間にわたる、又は長期間にわたる見込みのもので、医療や生活上の規制 が必要となるものです。個別のニーズを丁寧に確認することが大切です。

₹ 病弱・虚弱の状況例と修学上の困難さ

- 通院や体調不良、発作等でやむなく授業に出席できない場合がある。
- 疲労しやすい状況の場合、1コマの授業を通しで参加したり、定期的に出席することが困難な場合がある。
- 抵抗力の低下などにより病気にかかりやすく、回復が遅くなることにより、学生生活上の様々な活動が制限されることがある。
- 実習において、特定のアレルゲンや化学物質を含む材料を使用する場合、参加できないことがある。 (例:気管支喘息、アトピー性皮膚炎、ラテックスアレルギーなど)
- 病気を有していることが周囲から分かりにくく、本人が申請をしない限り健康な学生と区別がつかないことが多い。
- 周りに相談する人がいない場合、心身に過剰な負担を伴うことがある。

支援方法・配慮の具体例

主治医の診断書·意見書等に基づいて配慮や支援を検討し、 緊急時の対応方法を教職員、関連部署で共有することが大切です。

- 授業中のサポート
- ·履修計画相談
- ・体調不良による途中入退室の許可
- ・欠席時の授業資料提供
- ・メールによる課題提出許可
- ・出席に代わる代替案などの検討
- ・環境調整 (例:教室変更・換気・室温の調整など)
- 試験、課題提出時のサポート
- ・別室受験
- ・試験時間の延長
- ・レポート等課題の内容や量の変更・調整

発達障害

脳機能の障害のため、先天的に認知やコミュニケーション、社会性、学習、注意力等の能力に偏り や問題を生じ、生活に困難をきたす状態をいい、その特性は濃淡がありながら重なっており、一 人ひとり異なります。二次障害として精神疾患の発症の可能性があることにも留意が必要です。

考 発達障害の分類と修学上の困難さ

▼ ASD(自閉スペクトラム症)

対人関係の困難さと限定的な興味・関心・行動の2つの主症状からなる発達障害です。

【困難の例】

- 他者の表情や感情の読み取りが難しい。状況の理解が難しい。自身の感情コントロールが難しい。
- 過集中になりやすい、強いこだわり、スケジュール変更への不適応が生じる。
- 感覚刺激に対する過敏または鈍磨がみられる。

(例:周囲の声や物音、特定の光や色などに敏感に反応し、苦しさや痛みを感じるなど)

▼ ADHD(注意欠如·多動症)

不注意、多動、衝動性の3つの主症状からなる発達障害です。

【困難の例】

- **時間の感覚を持ちづらい**。(例:遅刻・提出期限忘れなど)
- 整理整頓が苦手で忘れ物や無くし物が多い。
- 優先順位をつけて実行することが難しい。
- やる気や集中力が続かない。過集中がある。

(例:特に興味の持てないもの、単調な繰り返し、長期作業に苦痛を感じる、一方で興味のあるものには過剰に集中し、やめられなくなってしまうなど)

■ やるべきことは理解していても、思ったとおりに行動することが難しく、同じ失敗を繰り返す。

(例:注意や叱責をされる経験が多くなりがちで自己肯定感が低い場合があるなど)

▼ 限局性学習障害(SLD)

全般的には知的発達の遅れがなく、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定の能力の習得と使用に著しい困難がある障害です。

【困難の例】

ディスレクシア

「読む(単語や文字を音に変換する)」ことが正確に速くできず、結果として書くこともうまくできない場合が多い。

▼ 発達性協調運動症(DCD)

極端な不器用さがあり、動作の習得に時間がかかる。 文字を[書く]、はさみを使うなど、道具をうまく使いこなせないことがある。

▼ コミュニケーション障害

理解して表出する、言葉をつなげて会話をするなど「聞く」、「話す」ことに関連するコミュニケーションの困難さがある。

支援方法・配慮の具体例

障害特性による困難なこと、強みや得意なことの両方を視野に入れ、本人の自己理解を促進することが大切です。 また、本人がイメージしやすいように工夫をしながら、定期的に話し合いを行い、支援や配慮の見直しを行います。

● 授業中のサポート

・個別相談

履修計画、本人の特性に応じた指導・伝達・注意喚起

・視覚情報の工夫
レジュメ等の準備、伝達事項のテキスト配布

- ・講義内容の録音許可
- ・状況の調整

グループワークにおいて議論のルールや 時間配分を事前に決定

・代替課題の検討

グループワークや合評など人前で発表する授業での評価方法の代替

・機器の活用

パソコン・タブレット端末等、ノイズキャンセリングイヤホン

・座席配慮

座席位置の指定

● 試験、課題提出時のサポート

・個別伝達、注意喚起

試験日時、会場、レポート提出日などの重要事項の伝達や確認

- ・試験時間の延長、別室受験
- ・解答方法の検討

パソコン・タブレット端末等の使用許可

・課題提出方法の変更

メール提出許可、提出期限の延長

・状況の調整

合評のルールや内容を具体的に決め、事前に伝達

● 環境調整

- ・落ちつける場所、時間の提供
- ・周囲の理解と本人への助言
- ・学内部署との連携(保健室、学生相談室、障害学生支援室等)
- ・学外専門機関との連携

精神障害

精神疾患により生じる様々な困難をかかえている状態です。困難は、病気だけが原因ではなく、 環境や個人の状態などがかかわり合ってひき起こされ、病状が長期にわたり持続すると、学業 や社会生活において必要な遂行能力に支障をきたす可能性があります。

大学生に比較的多い精神障害の種類

▶ 気分障害 : うつ状態を中心とする症状を多様な程度、周期で呈するもので、意欲低下、興味や喜びの喪失、

自信喪失、希死念慮、睡眠障害、不安感、胃腸症状、易疲労感、また躁状態を伴う症状も含まれる。

不安障害 : パニック障害や全般性不安障害では著しい不安感に襲われ、動悸、四肢の震え、冷汗、

過呼吸発作、めまい、吐気、意識が遠くなる感じ等を経験する。

統合失調症 : 睡眠障害、情動の不安定さ、興奮、幻覚、妄想、不眠、思考障害、

発動性低下などの症状を呈することがある。

☞ 修学上の困難さと留意すべきこと

症状の内容や程度が様々であるため、個別性が高いことが特徴です。マイナスの影響を受けやすい環境や状況について丁寧に聞き取りを行い、適切な配慮や支援を検討することが重要です。さらに教職員が病状の変化に留意しながら見守り、必要に応じて学生とコミュニケーションをとっていくことが助けになります。

※発達障害と併発している場合は、精神障害に特化した治療と支援に加えて、発達障害の障害特性を考慮した環境調整や支援を行い、 精神障害が改善した後は、発達特性をより重視した支援内容へと移行します。

支援方法・配慮の具体例

● 授業中のサポート

・個別相談

履修計画相談、欠席時の授業内容や課題提出に関する相談

・代替課題の検討

グループワークや合評など、人前で発表する授業での評価方法の代替

・座席配慮

座席指定がある場合は、本人にとって不安や緊張が高まりにくい位置を確保

· 一時退室許可

● 試験、課題提出時のサポート

- ・別室受験
- ・提出期限の延長
- ・追試験、代替課題の検討

● 環境調整

- ・休める場所、落ちつける場所の提供
- ・学内部署との連携(保健室、学生相談室、障害学生支援室等)
- ・医師、学外専門機関との連携

資料編

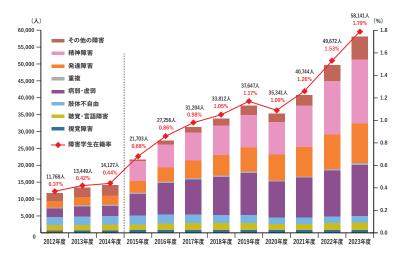
▼ 障害学生数と障害学生在籍率の推移

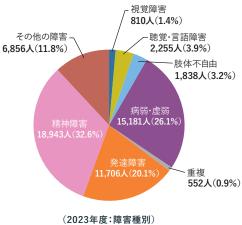
日本学生支援機構(JASSO)の調査によると、2023年5月1日現在における障害学生数は、58,141人となっています。これは、全学生数の1.79%であり、近年顕著に増加しています。本学においても同様に増加しており、多様なニーズに沿った支援の充実が求められています。

全国の大学、短期大学及び高等専門学校

独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)

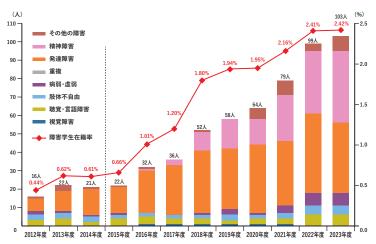
2023年度障害のある学生の修学支援に関する実態調査報告書より

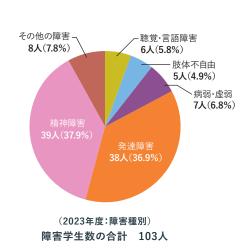




障害学生数の合計 58,141人

京都精華大学





▼ 関連·参考情報

障害者の権利に関する条約 ― 外務省



障害を理由とする 差別の解消の推進に関する法律 — 内閣府



文部科学省所管事業分野における

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について ― 文部科学省



教職員のための障害学生 修学支援ガイド(平成26年度改訂版) - 日本学生支援機構(JASSO)



合理的配慮ハンドブック 一日本学生支援機構(JASSO)



「教職員のための障害のある学生の支援ガイド」 2025年1月発行

京都精華大学 障害学生支援室
TEL 075-702-5268
MAIL shien@kyoto-seika.ac.jp
https://www.kyoto-seika.ac.jp/campuslife/s_support.html

